

平成 29 年 9 月 13 日

ご家族など身近な方で高齢者の事故を防止しましょう！ —事故防止のために高齢者の身の回りを見直してみよう—

高齢者の事故には高齢者特有の様々な要素があり、高齢者本人だけではなく、ご家族や親戚の方、近隣、地域の方など高齢者の身近にいる方々が意識することで、多くの事故を防ぐことができます。

特に以下の点に注意して高齢者の身の回りの環境や行動、習慣について確認、見直しをしてみましょう。

- (1) 高齢者の心身の変化に合わせて、家庭内の環境を再確認し、段差など高齢者にとって危険となる箇所や負担になる箇所を減らしましょう。
- (2) 高齢者が行っている作業を普段からよく確認し、いつもと変わったところがあれば、作業を控えるよう呼び掛けることも検討しましょう。
- (3) 高齢者が使用している製品に問題がないか、故障や劣化、不具合等がないか、リコール対象製品でないかを確認しましょう。
- (4) 高齢者の普段の習慣を確認するとともに、誤飲しそうなものの取扱いや保管等に注意しましょう。
- (5) 高齢者の安全や事故防止に関する正しい情報を収集しておきましょう。

1. 高齢者の状態とそれを取り巻く環境

65 歳以上の高齢者¹の事故は、高齢者の状態とそれを取り巻く環境と密接に関わっています。これらの状態等の中には高齢者自身だけでは意識しづらい、改善できないものが多く含まれます。高齢者の事故を防止するためには、ご家族や親戚の方、近隣、地域の方など高齢者の身近にいる方々（以下、「身近な方」といいます。）も、以下の 4 点をよく知っておくことが重要です。

①身体機能の低下

高齢者は加齢に伴い、また、疾病等の影響により、筋力、視力、触覚、平衡感覚、反射神経、嚥下能力などの身体的な機能が低下する傾向にあります。

そのような変化により、歩行速度が低下する、脚をあげづらくなる、薄暗い場所が見えづらくなる、バランスを崩しやすくなる、とっさのことへの反応が遅れる、ものを飲み込みづらくなる、といったような生活上の行動に影響が生じるようになります。

¹ 世界保健機関 (WHO) では、65 歳以上を高齢者と定義しています。

②認識、心情の影響による判断ミス

高齢者は、前述した自身の身体機能の低下を正確に自覚していない場合があります。また、長年の生活習慣・経験による過信や思い込みも影響して、判断を誤ることがあります。そのような認識のずれや判断の誤りにより、できると思っていた作業が実際にはうまくできない、障害物をうまく避けられないといった影響が出てきます。また、他の人の手を借りたくない、心配されたくない等の思いから、1人で作業を行い、危険な行動や製品の誤使用などをしてしまう場合もあります。

③住宅設備、製品等が高齢者に不親切、不適切

加齢の影響に伴い、身の回りの生活環境の中で高齢者の暮らしに合わないものが出てきます。自宅であれば、住居の階段や床、段差、照明といった家庭内の住宅設備や製品が、実は高齢者にとって使いにくいもの、危険なものになってしまっている場合があります。また、長年使用している製品に故障や不具合が生じ、修理や部品交換、買換えなどが必要であっても、それをせずにそのまま使用している場合もあります。特に一人暮らしの方の場合や高齢者だけが使う製品の場合には、高齢者だけでは負担が大きく買換えや交換を行えない、身近な方が気付きづらい、といったおそれが高くなります。

④必要な情報の入手のしづらさ

現在、製品のリコールに関する情報、誤使用による事故の注意喚起などの情報はインターネット上のウェブサイトやSNS等において多く発信されています。しかし、高齢者にはインターネットを利用していない方も多く、そのような情報を入手しづらい傾向があるため、使用している製品に関する情報であっても、見落とししてしまうおそれがあります。

高齢者の事故を防止するためには、高齢者本人が注意することも必要ですが、それだけで防ぐことは難しいため、身近な方も以上のようなことを意識しながら、高齢者の身の回りの環境や行動、習慣について確認、見直しをしてみましょう。

2. 高齢者の日常生活における事故事例と身近な方へのアドバイス

(1) 日常生活における転落、転倒事故

医療機関ネットワーク²には、65歳以上の高齢者の事故情報が平成22年12月から平成29年8月末までに3,639件寄せられており、そのうち、転落・転倒事故が1,600件と、最も多くなっています。東京消防庁管内では、日常生活の中での転倒や転落に

² 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関から事故情報を収集し、再発防止に活かすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）。

よる事故だけで5年間（平成23年～平成27年）に約25万人の高齢者が医療機関に救急搬送されています³。階段や段差、薄暗い場所などでつまずいたり、足がもつれたりして転んでしまい、骨折するなどの事故が発生しています。

【事例1】足がもつれて階段から転落

夜中に自宅の階段を上る途中で足がもつれて、1m程度階下に転落し、頭部を打撲した。医療機関の検査の結果、顔の左部分を骨折しており入院となった。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成28年10月、71歳男性）

【事例2】床のコードに引っ掛かり転倒

パンを食べようとしてキッチンへ移動したところ、トースターのコードに引っ掛かり転倒して、キッチンで額を打ち出血したため、医療機関に搬送された。額、まぶた、頬に裂創。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成26年11月、80歳男性）

【事例3】廊下の段差で転倒

自宅内でトイレに行こうと歩いていて廊下の段差で転倒した。鼻骨骨折とくも膜下出血で入院となった。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成28年12月、84歳男性）

【事例4】薄暗い場所での転落

夜中、消灯した部屋の中を手押し車で歩行中に、土間に気づかず、50cm下の地面に転落して、右腕を骨折し、左下肢にも挫傷を負った。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成26年8月、90歳女性）

【事例5】靴下が引っ掛かって転倒

トイレに行こうとした際に、自宅の廊下で靴下が引っ掛かって前に転倒し口唇部を打撲した。左大腿に痛みがあったため救急搬送され、医療機関の検査の結果、左大腿が骨折しており入院となった。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成28年3月、79歳女性）

【事例6】滑りやすい風呂場でバランスを崩して転倒し、やけど

風呂場で足が滑ってバランスを崩し、転倒し、湯船に両腕を突っ込んでしまい、やけどを負った。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成27年2月、90歳女性）

³ 東京消防庁「救急搬送データからみる高齢者の事故」（平成27年9月）

【事例7】物を持って階段を上ろうとして転倒

両手に物を持って階段を上っていたが、途中で階段から5～6段転落した。医療機関に搬送され、外傷性くも膜下出血にて経過観察入院となった。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成27年9月、75歳女性)

長年暮らしている自宅のような、慣れ親しんだ環境であっても、筋力、視力、バランス感覚の低下や、自身の認識と実際の身体能力のずれなどの高齢者の心身の変化によって、事故に遭うリスクが高まっていきます。高齢者の心身の変化に合わせて身近な方が高齢者を取り巻く環境を見直す必要があります。

＜身近な方にできること・アドバイス①＞

高齢者の心身の変化に合わせて、家庭内の環境を再確認し、段差など高齢者にとって危険となる箇所や負担になる箇所を減らしましょう。

小さな段差や電源コードなど、生活動線に生じた小さな要素が高齢者にとっては事故のリスクになることを意識して、家庭内の環境を見直しましょう。小さな段差や引っ掛かりができていないか確認し、段差には段差解消用スロープ板を取り付ける、階段には手すりを設ける、手元や足元が見えづらい場所には明るい照明器具を増やす、床や階段につまずきの原因になりそうなものを置かない等、高齢者の生活動線上にある事故のリスクとなるものを減らしましょう。

今回、高齢者の事故防止のために身近な方が生活環境を整える重要性について専門家からコメントをいただきました。(別添・参考)

また、家庭外の店舗・商業施設においても、段差や足元に置かれた商品やマットで転倒する事故が起きていますので、注意し、危険な箇所はお店の方に声を掛け、伝えましょう。

＜参考1＞

医療機関ネットワーク事業からみた家庭内事故－高齢者編－

(独立行政法人国民生活センター・平成25年3月28日)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130328_3.html

救急搬送データからみる高齢者の事故

(東京消防庁・平成27年9月)

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/life/topics/201509/kkhansoudeta.html>

家具や住宅用設備による高齢者及び子どもの事故の防止について(注意喚起)

(独立行政法人製品評価技術基盤機構・平成26年8月28日)

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2014fy/140828.html>

店舗・商業施設で買い物中の転倒事故に注意しましょう

～師走・クリスマス・お正月の買い物は注意して～

(消費者庁・平成 28 年 12 月 7 日)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_161207_01.html

(2) 身の回りの製品による事故ー 1

医療機関ネットワークには、脚立や踏み台を使用した際にバランスを崩し転落する、刈払機で草刈り中に脚を切る、工具を使って日曜大工中に指を切るなど、生活上の作業、動作において製品を利用した際の事故情報が寄せられています。これらの事故を年代別に見ると、高齢者の事故が多くなっています。

【事例 8】傾いた場所で脚立を使用し、転落

自宅庭にて脚立を使用中、地面が斜めになっており、脚立が滑り 1 m の高さからコンクリートに転落。硬膜外血腫、脳挫傷、頭蓋骨骨折にて入院となった。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 28 年 10 月、89 歳男性)

【事例 9】飲酒後に平坦でない場所で脚立を使用し、転落

昼頃、脚立に乗って庭木の^{せんてい}剪定をしていたところ、バランスを崩して 3 m 程の脚立から転落、左側頭部を打撲した。脚立を使用した下の地面は砂利でぐらぐらしており、不安定だった。朝飲酒していた。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 28 年 6 月、77 歳男性)

【事例 10】剪定作業中に塀から転落し、剪定はさみで切創

高さ 1 m の塀に上って自宅の木の枝を切っていたが、バランスを崩し塀から転落した。その際、剪定はさみで左の頬部を刺した。刺し傷は 3 cm で、口腔内へ貫通していた。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 29 年 7 月、70 歳男性)

【事例 11】普段と異なる装備で作業中に剪定はさみで切創

剪定ばさみを指先で掃除している最中に右示指の手のひら側を切ってしまった。手袋はつけていなかった。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 26 年 9 月、65 歳男性)

【事例 12】湿った環境での電動工具での作業中に切創

電動カンナを用いて板を削っていたところ、板が湿っていたため、動きが悪くなった。電源を切らずにおがくずを捨てようとして指を巻き込み、切断した。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 26 年 9 月、78 歳男性)

【事例 13】体調不良時に自転車を運転し、転倒

朝、38 度の熱があり、自転車で家に帰ろうとして転倒

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 29 年 1 月、81 歳男性)

【事例 14】1 人ではしごを上っていて転落

自宅敷地内の倉庫で、はしごを掛けて上っていた際、はしごが倒れ、そのまま転落して右腎損傷、肋骨、骨盤、右橈骨頭骨の骨折により入院。普段は夫がはしごを抑えることになっていたが、今回は誰の抑えもない状態で上っていた。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成 28 年 7 月、66 歳女性)

加齢に伴う身体機能の低下により、生活上の基本行動には支障がなくても、高い負荷が掛かった際や急な変化への対応が難しくなっており、不慣れな作業を行う場合は注意が必要です。たとえ、慣れた作業であっても、バランスの悪い場所での作業や体調不良など、ちょっとした違いから生じた危険を回避できず、大きな事故になることがあります。

また、骨密度が低下していることから骨折しやすくなったり、皮膚も加齢に伴い薄くなっていることから皮膚損傷を起こしやすくなったりしているため、些細な接触事故でも重症化するおそれがあります。消費者安全調査委員会は、手動車いすのフットサポート部分に足が接触した際の摩擦などで皮膚損傷が生じる事故について報告しています（参考 2）。

【事例 15】車いすのフットサポートに接触し、皮膚損傷

車いすから起立した際にフットサポートのプレート裏側と接触したことにより、下腿側面から後面にかけて生じていたかさぶたが剥がれて出血した。事故当時、被介助者は素足のままスリッパを履いている状態であった。（消費者安全調査委員会）

<身近な方にできること・アドバイス②>

高齢者が行っている作業を普段からよく確認し、いつもと変わったところがあれば、作業を控えるよう呼び掛けることも検討しましょう。

高齢者が普段行っている作業を認識しておくとともに、その日の作業内容や、高齢者の服装、体調などの状態、天候、作業環境などの状況もよく確認しましょう。不慣れな作業や危険な場所、不適切な服装時、体調不良時等の場合は、作業を控えるよう呼び掛けたり、必要に応じて高齢者の作業を補助したり、代わりに行うことなども検討しましょう。また、1 人で作業をしていて事故が生じた場合にはすぐに救助を呼べ

ない可能性が高く、処置が遅れるリスクもありますので、高齢者が気付かないうちに1人で作業をしないよう、作業前にはひと声掛けるよう本人に伝えておきましょう。

<参考2>

脚立・はしごからの転落に注意！～庭木の剪定、屋根修理で、死亡事故の危険も～
(消費者庁・平成26年12月22日)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141222kouhyou_1.pdf

刈払機（草刈機）の使用中的事故にご注意ください！

(消費者庁・平成29年7月20日)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_170720_0001.pdf

家庭用電動工具の使い方に注意！一指の切断や内臓損傷の事故もー

(独立行政法人国民生活センター、平成23年12月8日)

http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20111208_1.html

「事故に関する情報提供」(手動車いすのフットサポート)

(消費者安全調査委員会・平成29年3月14日、8月25日)

<http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/>

(3) 身の回りの製品による事故ー2

消費者庁の事故情報データバンク⁴に寄せられた、身の回りの製品による高齢者が被害者となる事故には、劣化による影響が疑われる古い製品による事例、リコール対象となっている製品であってもリコール情報に気付かずに使用していた事例や、誤解等により不適切な使用をしたことによる事例もみられます。

【事例16】古いエアコンの火災

母が一人暮らししている実家で、エアコンから出火し、母が一酸化炭素中毒で死亡した。エアコンは約20年前に量販店で購入したが、最近はほとんど使っていなかった。
(事故情報データバンク、事故発生：平成28年5月、68歳女性)

【事例17】古い扇風機の火災

10年間使用している扇風機から発火し、兄夫婦と母が居住していた実家が全焼した。兄夫婦が不在の時に火災が起こり、母がやけどを負って20日ほど入院した。
(事故情報データバンク、事故発生：平成23年7月、84歳女性)

⁴ 「事故情報データバンク」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月運用開始)であり、事例には、事実関係及び因果関係が確認されていないものも含まれています。

【事例 18】リコール対象の電気カーペットから発煙

数年前に購入した座布団型のホットカーペットにひざ掛けをして座っていた後、スイッチを入れたまま立ち上がって少ししたら、嫌な臭いがして、煙が出ていた。ひざ掛けをめくったら、一部が焦げていた。ひざ掛けと2枚重ねてかぶせていた座布団カバーにも焦げができていた。調べたところ、リコール対象品とわかった。

(事故情報データベース、事故発生：平成23年2月、67歳女性)

【事例 19】リコール対象の電気式湯たんぽの破裂

電気式湯たんぽが破裂し、中の液体が飛び散って、火傷をした。湯たんぽは5年ぐらい前に買ったようだ。調べたところ、この湯たんぽは、リコール商品だった。

(事故情報データベース、事故発生：平成29年2月、66歳女性)

【事例 20】リコール対象のヒーターによる火災

4ヶ月前に購入した電気ヒーター（カーボンヒーター）から、黒い煙が出て発火した。既にリコールとなっている商品とのことだった。

(事故情報データベース、事故発生：平成28年3月、80歳女性)

【事例 21】マッサージ器の不適切な使用による窒息

家庭用電気マッサージ器のローラ一部の布カバーを外して使用したことにより、衣服がローラ一部に巻き込まれ、窒息死した。

(厚生労働省報道発表資料、事故発生：平成29年7月、77歳女性)

【事例 22】歩行器の不適切な使用による転倒

歩行器を逆に使用し、移動したため転倒した。頸椎骨折、気道圧迫で呼吸困難となった。

(医療機関ネットワーク、事故発生：平成24年3月、88歳女性)

<身近な方にできること・アドバイス③>

高齢者の使っている製品に故障や不具合等がないか、リコール対象製品でないかを確認しましょう。

使い慣れた製品を長く使用している高齢者も多く、経年劣化やリコール情報に気付かず使用を続けると非常に危険です。また、高齢者が1人で使用している製品の場合、不適切な使用をしていても、それに気付かず事故になることがあります。

高齢者の使用している製品を調べ、故障や不具合のほか、高齢者にとって危険な箇所がないか、リコール対象製品でないか、高齢者が誤使用をしていないかなどをよく確認しましょう。

<参考3>

- ・消費者庁リコール情報サイト⁵
平成28年度 リコール対象製品に関する重大製品事故について
(消費者庁・平成29年6月21日)
<http://www.recall.go.jp/article/detail.php?rcl=00000017980>
- ・扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください
(消費者庁・平成28年6月14日)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614ko_uhyou_1.pdf
- ・家庭用電気マッサージ器の不適正な使用により死亡事故が発生しています
(厚生労働省・平成29年8月1日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000173240.html>
- ・「長期使用製品安全点検制度」⁶リーフレット(経済産業省)
http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyoushouhi2012.pdf

(4) 高齢者の生活におけるその他の事故(誤飲・誤食事故、入浴中の事故)

高齢者の生活における特徴的な事故として、視力の低下や疾病の影響、勘違い、思い込み、嚥下能力の低下などによる誤飲・誤食事故があります。洗面所や食卓にある薬剤等を誤飲したり、内服薬をPTP包装シート⁷ごと飲み込んでしまうなどの事故が発生しています。

【事例23】洗面所でうがい薬と誤って漂白剤を誤飲

洗面所でうがいをしようとしたところ、うがい薬と誤って塩素系漂白剤を口に含んでしまった。(医療機関ネットワーク、事故発生：平成27年11月、80歳女性)

【事例24】食卓に置いてあった殺虫ゼリーを誤飲

自宅で食事中に、妻がどれくらいハエが取れたかを確認するためふたを外して食卓の上に置いてあったハエ取りゼリーを誤って2～3個ほど飲んでしまった。
(医療機関ネットワーク、事故発生：平成29年8月、79歳男性)

⁵ 事業者の届出等により関係行政機関等が公表しているリコール情報や、事業者から任意で提供のあった消費者向け商品に関するリコール情報を一元的に集約して消費者に提供しています。

⁶ 消費者自身による保守が難しい設置型の製品で、経年劣化によって火災や死亡事故などの重大事故を起こすおそれがある製品(特定保守製品)に対して、メーカーや輸入業者から点検時期をお知らせし、点検を受けていただくことで、事故を防止するための制度です。(平成21年(2009年)4月1日以降に製造・輸入された製品が対象)所有者登録を行うと、適切な時期にメーカーから点検通知が届き、点検を受けることができます。

⁷ PTPとは「Press Through Package」の略で、医薬品等をアルミなどの薄いシートとプラスチックで1錠ずつ分けて包装したものの。

【事例 25】 カップに入っていたスライム状の玩具を誤食

孫が作ってポーシヨンカップ（容量 21 ml）に入れていたスライム状の玩具を 4 個食べてしまった。（医療機関ネットワーク、事故発生：平成 28 年 5 月、82 歳女性）

【事例 26】 疾病の影響で PTP 包装シートを誤飲

糖尿病性網膜症の手術後で、目があまり見えていなかったため、薬を誤って PTP 包装シートごと誤飲。PTP 包装シートの誤飲による肛門部疼痛で気付いた。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成 28 年 12 月、69 歳男性）

また、その他特に注意が必要な事故として、溺死を含む入浴中の事故もあります。温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動することで失神し、浴槽内で溺れる事故などが起きており、これから寒くなるにつれて、注意が必要です。（参考 4）

<身近な方にできること・アドバイス④>

高齢者の普段の習慣を確認するとともに、誤飲しそうなものの取り扱いや保管等に注意しましょう。

高齢者が普段食べているものや飲用しているもの、うがいなどの普段の習慣をよく認識しておくとともに、食卓、台所などの普段食料品があるところ、洗面台など普段うがいなどを行うところ、ペットボトルやカップなど通常食料品を入れる容器などに、誤飲するおそれがあるものを放置、保管しないように注意しましょう。また、高齢者が持っている既往症や飲んでいる薬の種類や量についても把握しておきましょう。

入浴中の事故の防止のため、入浴の時間帯や入浴時間などの普段の習慣をよく認識しておき、入浴前にはシャワーの蒸気などで浴室や脱衣所を暖め、いつもより入浴時間が長いときは声掛けをしましょう。

<参考 4 >

高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！（消費者庁・平成 27 年 9 月 16 日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf

映像教材「家庭用品等による中毒事故を防ぐために」（消費者庁）

<http://www.caa.go.jp/safety/index11.html>

冬場に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください！

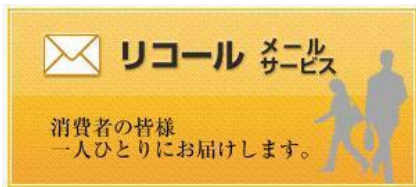
（消費者庁・平成 29 年 1 月 25 日）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170125kouhyou_1.pdf

3. 高齢者の安全や事故防止に関する正しい情報を収集しておきましょう

高齢者自身だけでは情報を見落としてしまうおそれもあります。以下のような公的機関の提供する情報等、事故防止のための正しい情報を確認しておきましょう。

○消費者庁「リコール情報メールサービス」



<http://www.recall.go.jp/service/register.html>

メール配信サービス「リコール情報メールサービス」は、リコール情報サイトに掲載している担当省庁等が公表したリコール情報をメールで無料提供するものです（通信料金は除く）。高齢者等向けのための配信登録も可能です。

○独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」



http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html

高齢者・障害者を対象とした無料（通信料金は除く）のメールマガジンで、「今、どんな手口で勧誘が行われているのか」、「どんな製品事故が発生したのか」などをお知らせしています。

○総務省消防庁 救急お役立ちポータルサイト

「救急車はどんなときに使う車なのか？」など、救急について理解を深めてもらうための様々なコンテンツを紹介している消防庁のポータルサイトです。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_6.html

○公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」

大きな事故やケガを未然に防止するとともに、適切な福祉用具の利用に役立てていただけるよう、製品の不具合に起因しない事故や、福祉用具の利用に関わるヒヤリ・ハット事例を掲載しております。

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 岡崎、山川、鈴木、外園

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

【別添・参考】高齢者の事故を防止するには—専門家のコメント

埼玉県立大学名誉教授 徳田 哲男

日本は既に超高齢社会となっており、今後間もなく、75歳以上の後期高齢者が前期高齢者（65歳～74歳）を上回る状況になると予測されています。

このような状況において、高齢者の事故を防止するには、高齢者へ注意するよう呼び掛けるだけでは不十分で、福祉工学、人間工学の視点から、高齢者の身の回りの環境を考えて対応していくことが必要です。家族や地域など周囲のサポート、コミュニケーションが事故予防をする上でより重要になっています。

高齢者に多い転倒や転落等、家庭内で起きる事故の要因は特に環境要因が大きくなっています。例えば、普段は床に置かれていない荷物を避けようとする、暗い中の移動、重い荷物を持って階段を上る、体調不良、疲労時に作業を行うなど、「普段との少しの違い」が事故のきっかけになります。普段は問題のない行動でも、そこに通常の動作とは違う要因（体調、姿勢、動きなど）が加わることで、とっさの対応ができないためです。これは、高齢に至っても、基礎的な行動に必要な機能は良く維持されているものの、強制的に高い負荷が加わる状況など、急激な環境変動に対応する機能低下の大きいことが背景要因として影響しております。周囲が生活環境を整え、「普段と違う状況を作らない」ことが事故防止に重要です。

また、高齢者自身が機能の低下を認識していない状態で作業を行った結果、事故となることもあります。例えば、脚立や踏み台などの作業性について若年者と高齢者の意識面を聴取したところ、難しい動作は困難、易しい動作は問題ないとどちらも同様に評価します。しかし、重心動揺計で計測すると高齢者は問題なしと評価した動作でも、実際は重心の揺れが大きく、自身の認識と実態にはかい離があることがわかります。実際の身体能力と高齢者の自らの認識との差は徐々に広がっていく傾向にあるため、客観的な調査や測定によって高齢者が自分自身を把握することも必要です。地方公共団体等で体力テストや健康診断などが提供されていますので、そのような市民サービス等の活用を勧めてみるのもよいでしょう。

高齢者と一口に言っても、身体機能の低下の状態や自らの意識は様々で、個人差が大きいため、画一的ではなく、個々人の状態に合わせて環境条件を変える対応が望まれます。そのため、今まで行ってきた作業や普段やり慣れた家事を止めさせる必要はありません。本人が無理せず行える作業であれば、一定の負荷として必要です。できる限り今までの生活習慣を変えないように、慌てずゆっくりとした時間軸で行動できるように環境を整え、高齢者個人の自立した豊かな生活をフォローしていくという意識が大切です。